

がけ崩れ災害を未然に防ぐために

急傾斜地崩壊対策事業の
ご理解・ご協力のお願い

CAUTION



広島県

“がけ崩れ”は突然鋭い牙を剥き、
家族の団欒を破壊します。

とつ ぜん すど

きば

む

だん らん



19

HIROSHIMA

19

HIROSHIMA



20

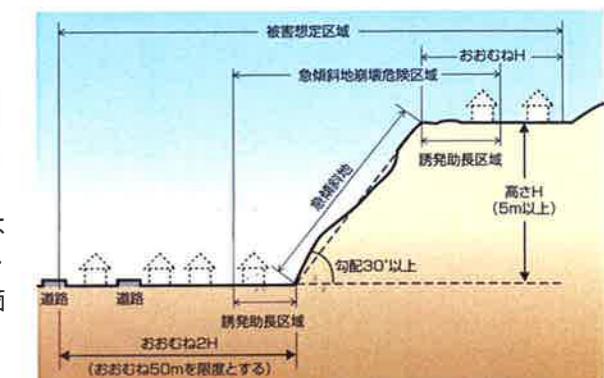
HIROSHIMA

20



急傾斜地崩壊危険箇所 (がけ崩れ危険箇所)とは?

斜面勾配30度以上、かつ、斜面高さ5m以上の斜面うち、がけ崩れによって被害が生じる区域内に、人家5戸以上(5戸未満であっても学校・病院・駅等の公共的建物がある場合を含む)ある斜面を、急傾斜地崩壊危険箇所といいます。



急傾斜地崩壊対策事業の実施

広島県では、がけ崩れによる災害から人命や財産を守るために、急傾斜地崩壊危険箇所において、急傾斜地崩壊対策事業を実施しております。急傾斜地崩壊対策事業は昭和44年に制定された、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)」に基づき、がけ崩れ災害を防止するための事業です。また急傾斜地法第9条では、斜面を所有されている方は斜面の崩壊が生じないように、また、斜面崩壊により被害を受ける恐れのある方は被害を除去し、或いは、軽減するために必要な措置を講じるよう努めなければならないとなっています。しかし、斜面の所有者、被害を受ける恐れのある方が防止工事を実施することが困難、又は、不適当と認められる場合は、急傾斜地法第12条によって県や市町村が崩壊防止工事を実施しています。

広島県はがけ崩れが 起きる可能性が高い危険な 地形・地質条件にあります。

がけ崩れ災害が起きやすい日本の中でも、
広島県は急傾斜地崩壊危険箇所が全国で1番多い県です。

毎年、全国各地で土砂災害が発生し、尊い人命や財産が奪われています。広島県では、平成11年6月、広島市西部と呉市を中心とした梅雨前線豪雨により、がけ崩れや土石流が同時多発し、多数の人命が失われました。

広島県では、全国の中でも、急傾斜地崩壊危険箇所ならびに土石流危険渓流の数が最も多く、多くの県民の生活を脅かしている状態にあります。こうしたことから、危険斜面や渓流に対しても、一層の崩壊防止対策を講じることはもちろんのこと、早期に警戒避難ができる体制づくりに向けてハード・ソフトの対策を進めています。

■全国の急傾斜地崩壊危険箇所の分布

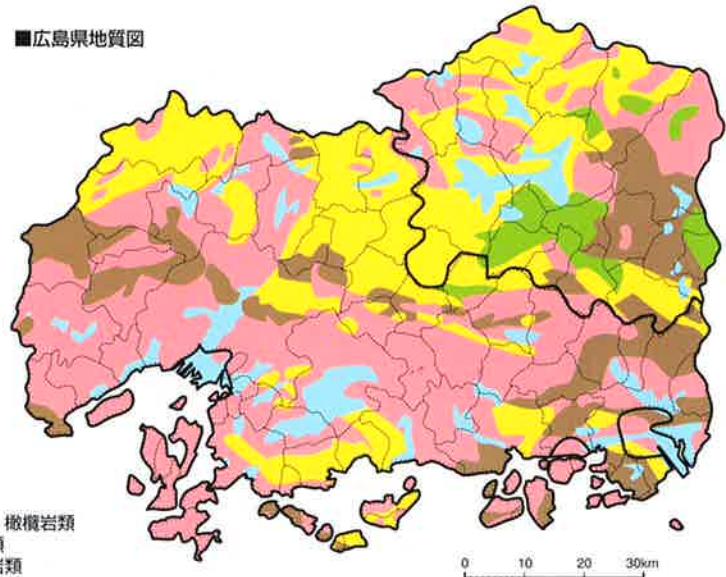
順位	都道府県名	箇所数
1	広島県	5960
2	長崎県	4844
3	高知県	3723
4	兵庫県	3532
5	山口県	3436
6	鹿児島県	3238
7	静岡県	3046
8	大分県	2939
9	熊本県	2873
10	島根県	2737

※平成9年度調査

広島県が急傾斜地崩壊危険箇所が多い原因の要素として、
地形・地質の特異性があげられます。

広島県の地形は、高度300m以上の土地の割合が62%、傾斜度8度以上の割合が82%、山地の割合が約80%となっており、急峻地形が県土の大半を占めています。また、地質では県土の48%を花崗岩が占めており、風化が進行すると、特殊土壤『マサ土』と呼ばれる風化花崗岩となり、多雨時に出水を起こしやすく、斜面部の滑落や崩壊が生じやすい特性をもっています。

■広島県地質図



はりだしがある。

こんな所が危険です！



浮き石がある

わき水がある。

がけ崩れのほとんどは、梅雨や台風の時期に発生しています。これは、地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるためです。地域により異なりますが、一般的に1時間に20ミリ以上、又は降り始めてから100ミリ以上の雨が降り続いたら、がけ崩れの危険が高いと言われていますので、注意が必要です。

雨水が集中する。



割れ目がある。

斜面勾配30°以上かつ斜面の高さが5m以上の急傾斜地であるところ。

こんな所が、こんな時に、危険です！

100mm以上の
雨が続く時。
(100mmとはタライに約10cm)

10センチ

山鳴りがする。



1時間に20mm以上の
雨が続く時や、
前線による集中豪雨や
台風の時。

長雨・大雨や地震の時、
「がけ」から小石が落ちてきたり、
音がしたり、
「がけ」に亀裂が入ったり、
水がにごり始めたら
がけ崩れの前兆です。
早めの避難を心掛けましょう。

小石が落ちる。



亀裂が入る。



川の水が急に濁り
流木が混ざりはじめる。



こんな時に危険です！

急傾斜地崩壊対策事業に ご協力ください。

広島県では皆様のお住まい地周辺で急傾斜地崩壊対策事業を計画・実施する場合、
次のようなご協力が必要となります。

① 現地立入りの同意

事業計画を作成するために
皆様の土地に立入り、測量
や調査を実施致します。この時、一部立竹木を伐採さ
せていただくこともあります。
なお、測量調査は一部の人
の反対でも実施できなくなり
ます。



② 用地境界立会の協力

事業に必要な土地の範囲と所有
者及び関係人を確定するために境
界の立会をお願いします。



③ 用地の提供

用地は買収ではなく、
使用貸借での提供を
お願いしております。
用地提供のご協力が得られ
ないと、急傾斜地崩壊危険
区域として指定しても工事
が実施できません。



④ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

工事の実施に先立ち、急傾斜崩地壊危険区域として指定する必要があ
ります。指定できない場合、工事は実施できません。指定区域は標柱を
設置して明らかにし、同時に標識も設置しますのでご了解ください。又、
指定されることにより急傾斜地の崩壊を誘発し、助長するような行為が
規制されます。

有害行為の規制
かけやその周りで灾害を引き
起こす可能性のある行為は
制限されます。



⑤ 工事への協力

工事に必要な資材置き場、進入路等の用地協力及び工事中の騒音、
振動、ホコリなどに対してご理解をいただきます。



⑥ その他

普段からかけ面や防災
施設の異常に注意し、
異常降雨時には早めの
避難を心がけてください。



早めの避難

皆様のご理解・ご協力が得られない場合は、
事業計画が中止となる場合があります。

がけ崩れによる **被害者ゼロ** を実現する為には **工事**・**準備**・**注意**が必要です。



急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れ危険箇所）に定められている斜面の中で、災害危険性の高い斜面から隨時、急傾斜地崩壊対策事業を実施し、崩壊防止に努めます。



避難の指示が出た時には一刻も早く避難できるように、前もって緊急時のための準備をしておきましょう。ちょっとのタイムロスが命取りとなる場合があります。

●がけ崩れなどの緊急時の為に常に用意しておきたいもの

貴重品

ラジオ

懐中電灯

応急医薬品

非常食品(飲料水含む)

衣類

タオル類

ヘルメットなどの保安帽

ティッシュペーパー

筆記用具 等

●緊急時の連絡先と、避難場所の確認

がけ崩れに関連する連絡先となる関係機関はあらかじめ調べておき、緊急時でも慌てずすぐに電話できるように明記しておきましょう。また、避難場所に関しては家族みんなで場所を確認しあい、災害時でも家族の安否が確認できるように決めておきましょう。



がけ崩れの前ぶれらしき事が起きているかどうかを見逃さないために、日頃から危険な箇所に対しては監視し、異常があれば関係機関へ通報してください。



※写真は安芸津町・木谷保育所上地区

広島県土木建築部 河川砂防総室 砂防室

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL(082)228-2111